

2020年6月17日 全12頁

有報等におけるコロナ関連開示のポイント

金融庁等の考え方、決算短信での開示状況などを踏まえて

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 本稿は、新型コロナウイルスの影響に係る開示について、東証等の考え方を整理した上で、実際の企業の決算短信における開示を整理する。これらを参考に、今後、有価証券報告書等の開示を行う企業がどのようなポイントに気を付けるべきかを検討する。
- 東証、ASBJ 等は、業績予想や会計上の見積りなどに、新型コロナウイルスの影響を反映させ、積極的に開示することを求めている。特に、「速やかに」、「具体的に」、「わかりやすく」開示を行うことが重要であると考えられる。また、業績予想や会計上の見積りにおいては前提条件や仮定を企業自らが設定する必要もあるだろう。
- 日経平均採用銘柄のうち、221 社の決算短信を整理したところ、約半数(112 社)が業績予想について未定としている。一方で、その112 社のうち、定性的影響は記載している企業が63 社あり、予想を算定することが難しくとも、どのように事業や業績に影響が生じ得るのかを具体的に記載するといった対応を取っている企業が多く見受けられた。また、221 社の開示では、セグメントごとの定性的影響の記載(45 社)、新型コロナウイルスの収束時期の仮定に関する記載(48 社)等も一定数見受けられた。
- 金融庁は、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A -投資家が期待する好開示のポイントー」等を公表した。当文書では、有価証券報告書等において、開示が拡充された記述情報等について、「セグメントごとに」、「経営者の認識を踏まえ」、「議論の経緯等も含め」、「具体的に」、新型コロナウイルスの影響に係る記載に取り組んでいくことが期待されると示した。上場会社は、こうした資料やほかの上場会社の開示などを参考にし、定量的な情報の開示が困難な状況であっても、新型コロナウイルスの定性的な影響を具体的に記載する等、積極的な対応が求められている。

【目次】

- 1. 新型コロナウイルスの影響に伴う開示に関する東証などの考え方 ··· p. 2
- 2. 決算短信における新型コロナウイルスに関する開示状況 … p.4
- 3. 今後の有価証券報告書等の開示に当たって注意すべきポイント ··· p.8

1. 新型コロナウイルスの影響に伴う開示に関する東証などの考え方

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、多くの企業の事業に影響が出ている。また、決算や開示等の手続きにも支障が生じており、金融庁や東京証券取引所は、有価証券報告書等や適時開示書類(決算短信等)の提出期限を延長する旨を公表している¹。

また、新型コロナウイルスの影響に伴って、企業がどのような内容の開示を行うべきかという 点についても、東京証券取引所(東証)、企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA) 等がそれぞれ考え方を公表している(金融庁も「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記 述情報の開示Q&A -投資家が期待する好開示のポイントー」等を公表しているが、詳しくは 第3章で説明する)。

本稿では、まず、この第1章で各機関の開示への考え方を整理する。次に第2章では企業の 決算短信における開示を集計し、各機関の求める開示にどこまで対応しているのかを確認する。 最後に第3章で、今後、有価証券報告書等の開示を行う企業がどのようなポイントに気を付け るべきかを検討する。

(1) 東京証券取引所(東証)

東証は、2月10日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」を公表した。ここでは、決算開示時期の延長を認めるとともに、投資者に適切な投資判断を促す観点から、可能な限り速やかにかつ積極的に新型コロナウイルスの影響に係る情報開示を行うことを求めている。また、新型コロナウイルスの影響によって業績予想の合理的な見積りが困難になった場合等は、その旨を明らかにして業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことが考えられるとしている。

3月18日には「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」で、上場会社に対して、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について、有価証券報告書に 先立ち、決算短信・四半期決算短信の添付資料等においても記載するなど、適時、適切な開示を するように求めている。

同日公表の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」では、上場会社 に対して、新型コロナウイルスの影響について、「業績予想」では前提条件や修正時の理由等に 関する記載の充実、「決算短信」ではリスク情報の積極的な開示などを要請している。

¹ 詳しくは、横山淳「<u>新型コロナウイルス感染症に伴う株主総会、決算・開示の対応について</u>」(2020年3月10日、大和総研レポート)、横山淳「<u>有報提出期限、9月末まで一律延長</u>」(2020年4月30日、大和総研レポート)を参照。



(2) 企業会計基準委員会(ASBJ)

ASBJ は、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表している(4月10日公表、5月11日に追補)。当文書では、会計上の見積りについて、新型コロナウイルスの今後の広がり方や収束時期等の予測が難しく、特に将来キャッシュ・フロー(CF)の予測を行うことが極めて困難な状況となっているとし、企業が留意すべき点として、概ね以下の4点を示している(会計上の見積りについて、詳しくは第2章(5)を参照)。

- ①新型コロナウイルスのような不確実性の高い事象についても、<u>一定の仮定を置いて最善の見</u> 積りを行う必要があること
- ②一定の仮定を置く際には<u>外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましい</u>が このような状況下ではこうした情報が入手できないことも多く、<u>今後のウイルスの広がり方</u> や収束時期等を含め企業自ら仮定を置くことになること
- ③仮定に不合理がある場合を除き、<u>最善の見積りと事後的な結果の間の乖離は誤謬に当たらない</u>と考えられること
- ④どのような仮定を置いたかなどを財務諸表の利用者にわかりやすく具体的に開示すること

特に④について、見積りの結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが強く望まれるとしている。

(3)日本公認会計士協会(JICPA)

ASBJ の文書の公表を受け、日本公認会計士協会(JICPA)は、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」を公表している(4月10日公表、5月12日更新)。当文書では、監査においては会計上の見積りで置かれた仮定について、見積額の選択が過度に楽観的または過度に悲観的な傾向を示していないかという観点で「明らかに不合理である場合」に該当するかを検討するとしている。また、将来利益、将来CFの予測においては、入手可能な偏りのない情報に基づき、企業固有の事情を加味して説明可能な仮定および予測に基づいて見積もっていることを確かめるとしている。「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その4)」(4月22日公表)では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明等により、被監査企業の工場が操業を停止または縮小したときの異常な操業度の低下による原価への影響などについて、臨時性があると判断される場合が多く、その場合は特別損失の要件を満たし得るものとして取り扱うことができるとしている。

(4) 国際会計基準審議会(IASB)

新型コロナウイルスの影響に伴う会計の影響については、国際会計基準審議会(IASB)も文書を公表している。2020年3月27日には、IFRS第9号「金融商品」の現状下における適用につ



いての文書を公表した。IFRS 第 9 号では、金融商品の信用リスクが大幅に増大した場合、将来の予想信用損失を認識することとされている。ただし、認識の方法等については企業が柔軟に行うことを容認している。IASB は文書においてこの点を強調しており、既存の予想信用損失の認識の方法を機械的に適用すべきではないとしている。また、新型コロナウイルスの影響だけでなく、政府の支援策も考慮すべきとしており、この両者の影響の考慮が難しい場合でも、経済状況の変化を企業のマクロ経済シナリオに反映すべきとしている。IASB は不確実性の高い現状下でも、こうした工夫により、有用な情報の提供ができるように企業の対応を求めている。

そのほかにも、IASB は 2020 年 5 月 28 日に IFRS 第 16 号 (リース) を修正し、新型コロナウイルスによる直接の影響から生じた賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを、リースの借手が検討することを免除し、当該賃料減免をリースの条件変更ではないものとみなして会計処理することを認めるとしている。わが国の上場会社の中でも、IFRS を会計基準として採用している企業は、これらを参照することができるだろう。

東証、ASBJ等は、業績予想や会計上の見積りなどに、新型コロナウイルスの影響を反映させ、 積極的に開示することを求めている。これらを踏まえると、特に、「速やかに」、「具体的に」、「わ かりやすく」開示を行うことが重要であると考えられる。業績予想や会計上の見積りを行うた めには、前提条件や仮定を企業自らが設定する必要があるとされている。こうした仮定等は、投 資家等にとっては、企業が自らの事業や新型コロナウイルスの感染状況の先行きをどう考えて いるかという非常に重要な情報であり、積極的な開示が求められているものと考えられる。た だし、先行きを想定することが困難な状況であることから、投資家等としては、こうした仮定に 基づく業績予想や会計上の見積りなどについては、ある程度幅を持ってみる必要があろう。

2. 決算短信における新型コロナウイルスに関する開示状況

第 1 章では、企業の新型コロナウイルスに関する開示に対する、各機関の考え方を整理したが、実際に企業は新型コロナウイルスについて現状どのような開示を行っているのだろうか。

本章では、日経平均株価に採用されている銘柄のうち、3月以降、6/2までに決算短信を公表している **221 社** (3月決算が 183 社、12月決算が 28 社、2月決算が 7 社、1月、8月、9月決算が 1 社ずつ)について、最新の決算短信において新型コロナウイルスについてどのような開示を行っているか等を集計した 2 (以下、「日経平均採用銘柄」というときはこの 221 社のことを指す)。第 2章では、この集計結果を基に、企業が将来の業績予想をどのように見積もっており、また、新型コロナウイルスの影響をどのように記載しているのかを整理する。

 $^{^2}$ 今回は決算短信をもとに整理をしているが、3 月決算以外の企業の四半期報告書など、決算短信の提出以降に開示されている資料もある。例えば、12 月決算企業の中には、四半期報告書において、決算短信には記載がなかった「セグメントごとの定性的影響の記載」(後述)や「会計上の見積りの記載」(後述)がある場合も見受けられた。このように、決算短信以降の開示によって新型コロナウイルスに関する情報がアップデートされている場合もあるという点には注意が必要である。



(1) 業績予想

図表 1 日経平均採用銘柄の業績予想の開示状況(221社)

| 未定 | 112社 |
|---------|------|
| 一(前期比) | 67社 |
| +(前期比) | 37社 |
| その他(注2) | 5社 |

(注 1) ここでいう業績予想とは、原則として、当期純利益の予想について集計している。例えば、「一 (前期比)」とは、2021 年 3 月期の当期純利益予想額が、2020 年 3 月期の当期純利益額より小さいものなどが計上されている。ただし、当期純利益が未定であった場合、経常利益等の予想額が記載されている場合、経常利益等を参照している。

(注 2) その他には、前期比プラスマイナスゼロのものや、適用する会計 基準を IFRS に変更したため前期との比較ができないもの、幅を持った予 想額を開示しているもの等が含まれる。

(注 3) 業績予想を未定としていない企業のうち、2 社は第 1 四半期まで (2 月決算と 3 月決算が 1 社ずつ)、7 社は第 2 四半期まで (うち 4 社が 3 月決算、3 社が 12 月決算) の予想のみの開示となっている。

(出所) 各企業決算短信より大和総研作成

日経平均採用銘柄の業績予想を見てみると、約半数 (112 社) が業績予想について未定としている。これらの企業のほぼ全ては、新型コロナウイルスによる業績への影響の合理的な算定が困難であることから未定としている³。また、業績予想を未定としていない企業のうち、21 社は新型コロナウイルスによる影響を業績予想に反映していない、もしくは、影響の算定が難しいため前回の予想を据え置きとしている⁴(ただし、そのうち3社は新型コロナウイルスによる事業への影響は軽微である旨を記載している)。このように、新型コロナウイルスの影響によって、業績予想を算定することが非常に難しくなっていることが確認できる。

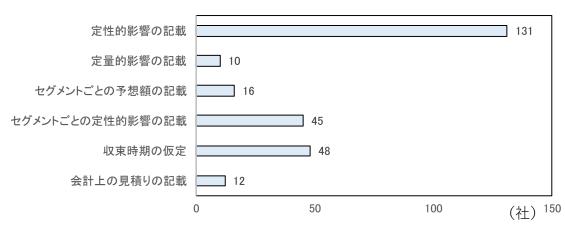
業種別に業績予想未定の企業数を見てみると、鉄道・バス (8 社/全 8 社中、以下同じ。)、自動車 (8 社/10 社)、精密機器 (5 社/5 社)、鉄鋼 (4 社/4 社)、電力 (3 社/3 社)等は、特に業績予想を未定としている企業が多いことがわかる。一方で、医薬品 (0 社/9 社)、銀行 (1 社/11 社)、不動産 (0 社/5 社)等は、業績予想を未定としている企業が少ない。業種によって、現状下でも業績予想の算定を行っている企業と、算定が難しいとしている企業の多寡が分かれていることが見て取れる。ただし、日経平均採用銘柄 221 社のうちでの集計であるため、サンプル数も十分ではないということには留意する必要がある。

いずれにせよ、新型コロナウイルスの影響により、将来の業績予想を定量的に算定すること自体が難しい状況であることがわかる。このような状況下では、次節以降の、新型コロナウイルスによる影響やリスクを丁寧に説明することが望まれよう。

⁴ 影響を反映していなくとも、業績予想を出しているため、図表1では「未定」以外にカウントしている。



³ ただし、例年から業績予想を開示していない企業もあるという点には注意が必要である。



図表 2 日経平均採用銘柄の新型コロナウイルスに関する開示

(出所) 各企業決算短信より大和総研作成

(2) 新型コロナウイルスによる定性的・定量的影響の記載

新型コロナウイルスの影響で、業績予想を未定としていた企業が多かった一方で、次期以降の事業・業績に対する新型コロナウイルスの定性的な影響を記載している企業は 131 社あった。特に、業績予想を未定としていながらも定性的影響は記載しているという企業が 63 社あり、予想を算定することが難しくとも、どのように事業や業績に影響が生じ得るのかを具体的に記載するといった対応を取っている企業が多く見受けられた。投資家等にとっても、新型コロナウイルスの影響がどのように生じるのかが記述してあることで、業績予想自体がなくとも、投資先企業の事業や経営が置かれている状況を把握することが可能となり、有用な情報開示であると考えられる。

また、新型コロナウイルスの定量的な影響(利益等にどれだけの額のマイナスが生じるのか等)を記載している企業も 10 社見受けられた。業績予想が前期に比してマイナスであるというだけでなく、定量的影響も記載することで、業績のマイナスのうち、どこまでが新型コロナウイルスによるものなのか、投資家等も理解、把握することができる。ただし、新型コロナウイルスによる定量的影響を抜き出して算定することは非常に難しく負担も重いと考えられる。定量的な情報開示が可能ならば行い、難しいのであれば定性的な情報の開示に注力するといった方法が考えられよう。

(3) セグメントごとの影響等の記載

企業によっては、セグメントごとに業績予想や新型コロナウイルスの影響を記載しているところもある。業績予想を未定としていない企業 (109 社) のうち、16 社はセグメントごとの業績予想も記載している。また、業績予想の開示の有無にかかわらず、45 社はセグメントごとに新型コロナウイルスによる定性的影響を記載している。

セグメントごとの開示が行われることで、新型コロナウイルスによって、特にどの事業に支障



が生じ得るのかという、より詳細な情報を伝えることが可能になる。投資家等にとっては企業 の置かれている状況がより具体的にイメージできるようになる。上場会社は業績予想自体を算 定することが難しくとも、セグメントごとにどのような影響やリスクが生じ得るのかを検討し てみることが期待されるのではないだろうか。

(4) 新型コロナウイルスの収束時期の仮定

第 1 章で先述した通り、業績予想や会計上の見積りを行う上では、新型コロナウイルスの収束時期等の前提条件・仮定を置くことが重要と考えられる。日経平均採用銘柄のうち、業績予想や会計上の見積りについて記載するために、新型コロナウイルスの収束時期の仮定を置き、その内容を開示している企業は 48 社であった。また、この 48 社のうち、収束時期の仮定についていくつかのシナリオを想定している企業が 4 社見受けられた。

新型コロナウイルスの収束時期の仮定を置く際には、可能であれば、第1章で先述した ASBJ の文書にあったように、「外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましい」。しかし、現状下では、そのような情報を入手することも難しく、企業自らが仮定を置くことも想定される。このように仮定を置く際には、「仮定に不合理がある場合を除き最善の見積りと事後的な結果の間の乖離は誤謬に当たらないと考えられる」とされている点には留意が必要だろう。投資家等の開示資料利用者も、こうした仮定については幅を持ってみるべきであろう。

(5) 会計上の見積りの記載

会計上の見積りとは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」「であり、固定資産の減損処理等、様々な場面で必要になる。新型コロナウイルスの影響で不確実性が高まる現状下では、会計上の見積りの変更などが必要な場面も増えてくるだろう。現行法では、過去に行った会計上の見積りに変更がある場合には、その内容等を注記することとされている。

会計上の見積りについて、新型コロナウイルスの影響を加味した見積りに関する開示を行っていた企業は、12 社であった。現状では全体に比して少ないが、近年、会計上の見積りの開示について拡充が行われており、今後いかに開示するかを検討する必要が生じると考えられる。

例えば、2020 年 3 月 31 日には、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が公表されている。この会計基準では、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について、その内容を表す項目名、当年度の財務諸表に計上した金額、その他の情報(例えば、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響)の注記が求められている。この会計基準は、2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る

⁵ ASBJ、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」より。



連結財務諸表及び個別財務諸表から適用される(2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することも可能)。

また、2019年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」⁶(以下、2019年改正開示府令)では、有価証券報告書等における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」で、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り、見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、当該見積りおよび当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報の記載が必要とされた。この改正については、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される(有価証券報告書等に記載すべき最近事業年度の財務諸表が2019年3月31日以後に終了する事業年度のものである場合は早期適用も可能)。このような会計上の見積りの開示の拡充に伴い、特に、3月決算の企業は、今年開示する有価証券報告書等から、重要な会計上の見積り、見積りに用いた仮定に関する情報の充実が求められるため、注意が必要であろう。

3. 今後の有価証券報告書等の開示に当たって注意すべきポイント

ここまで新型コロナウイルスに関する開示に対する各機関の考え方と企業の決算短信における開示状況を見てきたが、企業が留意すべき点としては以下のようなものが考えられるだろう。

- 可能な限り速やかにかつ積極的に新型コロナウイルスの影響に係る開示を行う
- ・算定が困難である等の理由で業績予想を未定とする場合も、新型コロナウイルスによる定性 的な影響(セグメントごとの影響を含む)の開示を検討する
- 業績予想の合理的な見積りが可能となった時点で業績予想のアップデートを行う
- ・業績予想や会計上の見積りを行う際には、新型コロナウイルスの収束時期等の前提条件や仮 定を置き、その内容を具体的に開示する

特に、3月決算の企業については、これから有価証券報告書等の開示に係る対応が求められて くるだろう。有価証券報告書等の提出期限は2020年9月30日に延長されているが、それまで にどのような開示を行うべきか検討を行う必要がある。

有価証券報告書等について、近年は特に「記述情報」の開示が従来よりも求められる傾向にある。これは、定量的情報だけではなく、経営者の視点から企業を理解することに資する、財務情報を読み解くための判断材料としての情報が、投資家等にとって重要であるという考えが背景にある。現状のような定量的な財務情報の提供が困難な有事下でこそ、この記述情報に対するニーズがより高まるものと考えられ、上場会社は対応の検討が求められる。

^{6 2019} 年改正開示府令における記述情報の充実について、詳しくは、拙著「<u>改正開示府令の施行(記述情報等)</u>」(2019 年 3 月 1 日、大和総研レポート)を参照。



こうした状況において、金融庁は「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」(2020年5月21日)、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A一投資家が期待する好開示のポイントー」(2020年5月29日)を公表している。これらの文書では、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルスの影響に関する開示の考え方を整理している(後者の文書についてはP11以降の図表3に別掲)。

具体的には、第2章(5)で先述した、2019年改正開示府令の適用に伴って、開示が拡充される、「経営方針、経営環境、対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」、「監査役等の活動状況」、「役員報酬」、「政策保有株式」「について、それぞれ新型コロナウイルスの影響をどう反映して開示すべきかを解説している。

「経営方針、経営環境、対処すべき課題等」については、2019年改正開示府令で、経営方針・経営戦略等の内容を経営環境についての経営者の認識の説明を含め、主な事業の内容と関連付けて記載すること、また、優先的に対処すべき事業上、財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載することとされた。これを踏まえ、新型コロナウイルスの影響についても、セグメントごとの具体的な記載や、起こり得る経営環境の変化についての経営者の認識、経営方針・経営戦略等の変更点やそこに至るまでの議論の背景などの開示が期待されると示された。

「事業等のリスク」については、2019年改正開示府令により、主要なリスクの顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、リスクへの対応策を記載するなど、具体的な開示が求められる。そのため、新型コロナウイルスが経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している場合は、事業等のリスクで記載が必要となる。特に、事業活動に与える影響や議論の内容等の具体的な記載が求められる。また、定量的な情報の記載や、対応策についての具体的な記載等も期待されるとしている。

「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」については、先述した通り、2019 年改正開示府令で、特に重要な会計上の見積り・見積りに用いた仮定の「当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響」などの開示が求められている。新型コロナウイルスに関しては、KPIの達成状況への新型コロナウイルスの影響の具体的内容の記載が必要とされている。そのほか、新型コロナウイルスに伴う資金繰りについて経営者の考えを踏まえた具体的な記載、経営戦略を変更する場合にはその内容、また、一定の仮定を置いた上での会計上の見積りの記載等が期待されている。

記述情報以外では、「**監査役等の活動状況」、「役員報酬」、「政策保有株式」**について、2019 年

⁸ ただし、この内容を財務情報である追加情報において開示した場合には、非財務情報の開示ではその旨を記載することによって省略することができるとしている。



^{「2019} 年改正開示府令における「監査役等の活動状況」、「役員報酬」、「政策保有株式」の開示の拡充について、詳しくは、拙著「改正開示府令の施行(監査の状況)」(2019 年 3 月 4 日、大和総研レポート)、拙著「改正開示府令の施行(役員報酬の開示拡充へ)」(2019 年 2 月 26 日、大和総研レポート)、拙著「改正開示府令の施行(政策保有株式について)」(2019 年 2 月 5 日、大和総研レポート)を参照。

改正開示府令でそれぞれ、<u>監査役・監査役会などの活動状況、業績予想報酬の具体的な内容、政策保有株式の定量的な保有効果</u>などの開示が拡充されている。これらについて、新型コロナウイルスによる、監査手続きへの影響と対応、業績連動報酬の算定方法等に与える影響と議論の経緯、政策保有株式の保有リスクに係る検討状況などの記載が期待されている。

このように、今後の有報等の開示においては、2019 年改正開示府令で拡充された開示項目の 内容の確認と、それに対応する新型コロナウイルスの影響を踏まえた開示を行うことが非常に 重要となってくる。上場会社においては、他の企業の決算短信等における開示内容も参考にし つつ、自社として新型コロナウイルスの影響をどこまで具体的に記載することが可能なのかを 検討することが期待される。

第2章で見てきた通り、現状、具体的な業績予想や定量的な新型コロナウイルスの影響まで 開示することは、期待されている一方で現実としては難しいようだ。しかし、有報等の記述情報 等において、定性的な記載をすることはある程度可能であると考えられるため、「セグメントご とに」、「経営者の認識を踏まえ」、「議論の経緯等も含め」、「具体的に」、記載することに取り組 んでいくことが期待されている。

有報等の開示時期は9月末まで延長された。しかし、以上の内容を踏まえると、新型コロナウイルスの影響に係る有報等での開示のための検討事項は多く、時間は限られていると考えられる。本稿で紹介した金融庁等の資料やほかの上場会社の開示などを参考にした、積極的な対応が求められている。



(参考) 図表 3 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&Aの内容

| | 〇新型コロナウイルスの影響について、経営者が新たに認識した自社の弱みや | |
|---------|---|--|
| | 課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが | |
| | 望まれる | |
| 経営方針、 | ○新型コロナウイルスの影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可 | |
| 経営環境、 | 能性があるかについての経営者の認識を記載することが期待される | |
| 1 | ○経営方針・経営戦略等を見直す場合、どのような点を変更したかが分かるよ | |
| 対処すべき | うに記載することが望まれる(見直す必要がないと判断した場合も、新型コー | |
| 課題等 | ロナウイルスの影響を踏まえ、そこに至った議論の背景等を具体的に記載す | |
| | ることが期待される) | |
| | OKPI の変更が必要となる場合には、その変更理由についても具体的に記載す | |
| | ることが期待される | |
| | ○新型コロナウイルスが経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある。 | |
| | と認識している場合には、「事業等のリスク」に記載する必要がある | |
| | 〇記載にあたっては、例えば、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響と | |
| | いった、事業活動に与える影響等も含め、取締役会等における議論の内容(経 | |
| | 営者の視点での状況認識・分析、対応策(経営戦略の変更等))等、具体的に | |
| | 記載することが求められる | |
| | | |
| | し取締役会すと議論されているするの性音成績すた子だる影音観す、可能な版 り定量的な情報も含めて記載することが期待される(概算値として記載する、 | |
| 事業等の | りた里的な情報も含めて記載することが知付される(概算他として記載する、 影響額の範囲を記載するなど)(注) | |
| | 影音観の軋囲を記載するなど)(注) ○影響額を算出する際の前提となる仮定やシナリオを記載することも重要と考 | |
| リスク | 〇影音観を昇田 9 る际の削旋となる似定やシデリオを記載 9 ることも里安と考 えられる | |
| | へられる ○新型コロナウイルスへの対応策について取締役会等で議論している場合は、 | |
| | し新空コロアライル人への対応策について取締役会等で議論している場合は、 その内容を具体的に記載することが望まれる(注) | |
| | ○経営成績等に係る対応策だけではなく、感染防止対策についてなど、事業活 | |
| | ○暦宮成績寺にほる対応泉だけではなく、窓末防正対泉についてなど、事業治 動に係る対応策についても具体的に記載することが期待される | |
| | 動にほる対応束についても具体的に記載することが期待される 〇対応策として特別な会議体や管理体制を置いている場合、例えば、当該会議 | |
| | ○対応束として特別な玄巌体や管理体制を直いている場合、例えば、当該玄巌 体等の意思決定権者、構成員、権限、位置づけや議論の内容、活動状況等、そ | |
| | 体等の息芯法定権名、構成員、権限、位置 317 や譲編の内谷、活動状況等、で の具体的な内容について記載することが望まれる | |
| | ○新型コロナウイルスが、経営成績等に大きな影響を与えている状況で、KPIの | |
| | 〇新空コロアライル人が、経営成績寺に入さな影音を与えている状況で、NT の | |
| | 建成状が守を記載する場合、ヨ州の追減安囚として単に「利望コロナワイル ス感染症の影響」と記載するのではなく、新型コロナウイルスによる影響と | |
| | | |
| | それ以外の影響とに区分し、それぞれの内容を具体的に記載する <u>必要がある</u> | |
| | ○新型コロナウイルスの影響については、経営者の視点による分析の内容を具 | |
| | 体的に記載することが期待される(その影響が具体的にどこで(事業セグメ | |
| | ントや地域セグメント、サプライチェーンにおける原材料・部品の調達、生 | |
| | 産、物流、販売等)どのように生じているか、その影響を一過性のものと考 | |
| 経営者による | えているか、それとも生活様式の変化などによって長期にわたり影響を与え | |
| 財政状態、 | る可能性があると考えているのかなど) | |
| 経営成績及びキ | ○新型コロナウイルスの影響を踏まえた資金繰り等について「資本の財源及び *********************************** | |
| ヤッシュ・フロ | 資金の流動性」として、経営者の検討や対応事項を具体的に記載することが | |
| | 重要と考えられる | |
| 一の状況の分析 | 〇例えば、現在保有している手許現預金の水準(国内会社と海外子会社保有分) | |
| (MD&A) | に分けての記載等)やコミットメントラインの設定状況、予定されている資 | |
| | 金支出、短期及び長期の新たな資金調達の必要性、財務制限条項の抵触リス | |
| | クへの対処方法などの記載が重要と考えられる | |
| | ○予定されている資金支出には、短期的に不可避な支出について記載すること | |
| | も有用と考えられる | |
| | 〇新型コロナウイルスの影響を踏まえた成長投資、手許資金、株主還元等への | |
| | 資金の配分のあり方について、経営者の考え方を記載することも重要と考え これる (古社亦再な伴る場合はその理由と等しい方針の考え方について見な | |
| | られる(方針変更を伴う場合はその理由と新しい方針の考え方について具体 ぬに記載することが必要) | |
| | 的に記載することが必要) | |



| | 【会計上の見積りについて】 |
|-----------|---|
| 奴当女に レフ | │○企業が新型コロナウイルス影響についてどのような仮定を置いたかについ |
| 経営者による | て、財務諸表等の「追加情報」などにおいて具体的に記載しきれない場合に |
| 財政状態、 | は、その補足として MD&A の「会計上の見積り」においても記載することが |
| 経営成績及びキ | 重要と考えられる |
| ャッシュ・フロ | ○見積りに用いた仮定に加え、その仮定を選択した背景や仮定が変動すること |
| | による経営成績等への影響について記載することが期待される |
| 一の状況の分析 | ○経営成績等への影響については、可能であれば定量的な記載が望ましいもの |
| (MD&A) | の、測定が困難な場合も想定されるため、その場合は想定されるシナリオ等 |
| | |
| | を定性的に分かりやすく記載することが重要である |
| | ○新型コロナウイルス感染症の影響により、監査において従前どおりの手続き |
| | が行えない等、計画していた監査役等の活動のうち実施困難となったものが |
| | あれば、その内容を記載するとともに、代替的な対応を記載することが重要 |
| | と考えられる |
| | 〇代替的な対応についても困難が伴う場合には、実施困難な理由と当該監査役 |
| | 等の活動が実施できないことによるリスクについて具体的に記載することが |
| _, , ,_,, | 期待される |
| 監査役等の | ○代替的な対応を実施しないとした場合、その旨、理由の具体的な記載が期待 |
| 活動状況 | される |
| | ○企業が行っている、適正な監査の確保に向けた会計監査人との取組みについ |
| | しに来が行うでいる、過止な温量の能体に同りた芸計温量へとの状態が2000 ての開示が期待される(例えば、会計監査人が監査業務を例年どおり遂行す |
| | Cの開水が知得される(例えば、云計監査人が監査業務を例4とおり返行することが困難となる中、適正な監査の確保に向けて、監査役等が、会計監査 |
| | |
| | 人とどのような協議・対応をしたか、具体的に記載する等) |
| | 〇今回の経験も踏まえ、今後、監査の遂行に支障をきたす事象が生じた場合に |
| | おいて、適正な監査を確保するための対応についての記載も期待される |
| | │○役員報酬の算定方法を変更する場合(KPIの変更を含む)は、その背景や理由 |
| | について、取締役会・報酬委員会でどのような議論が行われたか等を記載す |
| | る <u>必要がある</u> |
| | │○新たな算定方法が従来と異なる点を、具体的に分かりやすく記載することが |
| | 重要である |
| 役員報酬 | OKPI について、例えば、従業員の雇用維持や健康・安全の確保などの指標(非 |
| | 財務の指標)を新たに含める場合も、その目標値と実績値について記載する |
| | 必要がある |
| | ○報酬額の一時的な削減を目的とした役員報酬の算定方法の変更であったとし |
| | ても、その変更の背景や考え方、取締役会・報酬委員会で議論した内容を記 |
| | 載することが重要である |
| | 戦することが主要とめる ○株価の大幅な変動により評価額に大きな変動が生じているなど、リスクが顕 |
| | O株画の人幅な変動により計画領に入さな変動が生じているなど、リスクが顕 在化した場合には、顕在化したリスクについて保有効果の検証の中でどのよ |
| | |
| | うに検討しているかなど、さらに具体的な記載が重要であると考えられる |
| | 〇保有意義が希薄化したと判断し、売却へと保有方針を変更した場合は、その |
| | 旨を記載するとともに、売却の時期等の売却の考え方を記載することが期待 |
| 政策保有株式 | される |
| | 〇政策保有株式を買い増した場合は、増加によってどのような便益が得られる |
| | のか、今まで以上に、その保有効果についてより具体的に記載することが望 |
| | まれる(「配当再投資による取得」や「取引先持株会による取得」といった取 |
| | 得プロセスに関する記載や「取引関係の強化」といった記載だけでは不十分 |
| | である点に留意が必要) |
| | こののの |

(注)経営成績等に与える影響額を合理的に見積ることができない、対応策が明確に定まっていない場合等には、その旨を記載した上で、その後、見積りや対応策が固まった時点で四半期報告書や臨時報告書、適時開示等において情報提供することが望まれる。

(出所)金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A -投資家が期待する好開示のポイント-」より大和総研作成

